

## 養老町第三回定例会会議録

平成二十九年第三回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程 (平成二十九年九月八日第一日)

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十二	認定第十号	別会計歳入歳出決算認定について
日程第二	会期の決定	日程第十三	認定第十一号	平成二十八年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第三	諸般の報告	日程第十四	選任第七号	平成二十八年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第四	平成二十八年養老町一般会計歳入歳出決算認定について	日程第十五	報告第五号	専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
日程第五	平成二十八年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十六	報告第六号	専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
日程第六	平成二十八年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十七	報告第七号	専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
日程第七	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十八	報告第八号	専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)
日程第八	平成二十八年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十九	承認第八号	専決処分の承認について(養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
日程第九	平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十	議案第四十二号	農村地域工業導入促進法に係る
日程第十	平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について			
日程第十一	平成二十八年養老町介護保険事業特			

日程第二十一 議案第四十三号  
養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止について  
養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第二十二 議案第四十四号  
養老町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第二十三 議案第四十五号  
養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第二十四 議案第四十六号  
養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第二十五 同意第二十二号  
教育委員会委員の任命同意について

日程第二十六 同意第二十三号  
人権擁護委員候補者の推薦について

日程第二十七 同意第二十四号  
人権擁護委員候補者の推薦について

日程第二十八 同意第二十五号  
人権擁護委員候補者の推薦について

日程第二十九 議案第四十七号  
平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第二号）

日程第三十 議案第四十八号  
平成二十九年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第三十一 議案第四十九号  
平成二十九年度養老町上水道事

日程第三十二 議案第五十号  
業会計補正予算（第二号）  
平成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

日程第三十三 議案第五十一号  
平成二十九年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 青山貞一

○出席議員

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見
十二	番	青山貞一
十三	番	水谷久美子

○欠席議員  
なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長兼 総務課長	田中信行
総務課長	田中信行
企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	古川一夫
住民福祉部長兼 住民人権課長	高木勉
住民福祉課長	高橋正人
住民福祉課長	高橋正人
子ども課長	松岡弘泰
住民福祉部 生活環境課長	木村嘉志
産業建設部長兼 水道課長	桐山一則
産業建設部参事	高木伸一
産業建設部課長	前田勝治
産業建設部 農林振興課長	伊藤幸広
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	大倉修
産業建設部 建設課長	田中一也

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

会計管理者兼 会計課長	田中隆
教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	佐藤昌子
教育委員会 生涯学習課長	久保寺利明
消防防長	野村博治
消防次長	渡辺章博
消防次長	近藤清隆
消防予防課長	吉田英之
議会議務局長	佐藤嘉但
議会議務局書記	國枝利法

○議長（青山貞一君） おはようございます。

（開会時間 午前九時二十八分）

平成二十九年第三回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱をお願いします。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございました。

本日の会議は、全員出席でございます。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可しました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成二十九年第三回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（青山貞一君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、二番 岩永義仁君、三番 長澤龍夫君を指名します。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、八月三十一日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長（松永民夫君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る八月三十一日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部出席のもと開会いたしました。

協議事項は、平成二十九年第三回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず会期につきましては、本日九月八日金曜日から九月二十二日金曜日までの十五日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定をいたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定をいたしました。

一般質問は、議会二日目の九月二十一日木曜日に行うことと決定をし、発言順序はくじ引きによることとし、本日午後四時から行うことと決定をいたしました。

次に、審議する議案につきましては、決算認定についてが十件、専決処分報告についてが四件、専決処分の承認についてが一件、条例の廃止についてが一件、条例の一部改正についてが四件、人事案件についてが四件、補正予算についてが五件、以上合計二十九件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十八年養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十三、平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案は、議会初日に一括上程をし、提案説明を受け、総括質疑を決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任し、この議案を付託して審査願うこと。また、この決算特別委員会には、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することとし、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑、討論を経て採決すること。

次に、日程第十五、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第十八、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）までの四議案は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第十九、専決処分の承認について（養老町非常勤の

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)については、議会初日に上程後、提案説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第二十、農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止についてから日程第二十四、養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの五議案及び日程第二十九、平成二十九年養老町一般会計補正予算(第二号)から日程第三十三、平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)までの五議案、計十議案は、議会初日に逐条上程をし、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るため、それぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受け、各委員長への質疑後、討論を経て採決をすること。

次に、日程第二十五、教育委員会委員の任命同意についての一議案は、人事案件につき、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決をすること。

次に、日程第二十六、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第二十八、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの三議案は、推薦に係る同意の人事案件につき、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決をすること。

なお、日程第四から日程第十三までの平成二十八年養老町一般会計及び特別会計の決算認定についての審査を付託する決算特別委員会の開催は、九月十一日月曜日及び十二日火曜日の二日間とし、それぞれ午前十時から開会されるよう要請をすること。

次に、日程第二十一、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第二十二、養老町介護保険条例の一部を改正す

る条例について、日程第二十九、平成二十九年養老町一般会計補正予算(第二号)、日程第三十、平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)及び日程第三十三、平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)の計五件の審査の付託先である総務民生委員会は、九月十五日金曜日の午前十時から、また日程第二十、農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止について、日程第二十三、養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例について、日程第二十四、養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第二十九、平成二十九年養老町一般会計補正予算(第二号)、日程第三十一、平成二十九年養老町上水道事業会計補正予算(第二号)及び日程第三十二、平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)の計六件の審査の付託先である産業建設委員会は、九月十五日金曜日の午後一時三十分から開催するよう各委員長に要請すること。

以上のようにように決定をいたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(青山貞一君) ありがとうございます。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日九月八日から九月二十二日までの十五日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日九月八日から九月二十二日までの十五日間と決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十九年年度の六月及び七月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

平成二十九年第三回養老町の定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様方には全員の御出席ということで、大変ありがとうございます。

また、きょうは久しぶりに秋らしい風が吹いて、すばらしい天気になりました。しかし、全国各地では、まだ水害等の悲しいニュースも流れてきます。私たちのまちにおいても、台風五号、八月七、八日だったと思いますけれども、全町に避難勧告を出すという事態も陥っております。これから異常気象が当たり前の世の中になってきているような気がいたします。身を引き締めて、防災・減災に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

そんな中で、八月二十七日でございましたけれども、防災訓練、議員の皆様方にも御出席をいただきましてありがとうございます。ことしはより実践に近いということで、今までとは違ったやり方をさせていただきました。いろいろ検証をした上で、より効果のある防災訓練にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、改元一三〇〇年祭でございます。六月議会以降、みんなの体操会等も大変な方に御参集をいただきました。また、大盆踊り大会も多くの方に来ていただきました。盛会のうちに終われたというふうに思っております。比較的順調に進んでいるというふうにも思っております。

この十月二十二日には、いよいよ東海環状自動車道の養老インターチェンジが開通いたします。私たちの町を名神高速道路が横切って以来五十何年になりますけれども、初めて私どものまちにインターチェンジができるという一つの大きな節目の年、千三百年というまさにその年に開通をするということでございます。

一三〇〇年祭が将来に向かっての養老町のまちづくりの礎と捉えている中で、この開通は大きな意味を持つのではないかとこのように思っております。十月七日にはプレイベントとして、ウオーキングを計画いたしております。時間があれば、ぜひとも議員各位にも参加をいただければというふうに思っております。

まだまだ秋に向かって一三〇〇年祭のメインイベントがめじろ押しでございます。住民の皆様方にも、この意味と、それからこのお祭りへの参加をこれから訴えながら行っていきたくと思っております。どうか議員の皆様方にも御協力をよろしくお願いを申し上げます。まして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日は、まことに御苦労さまでございます。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

町長の挨拶が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第四、認定第二号から日程第十

三、認定第十一号までの十議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第四、認定第二号 平成二十八年年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十三、認定第十一号 平成二十八年年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計十議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） たいだいま一括上程を賜りました認定第二号

平成二十八年年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第十一号 平成二十八年年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を順次説明をさせていただきます。

初めに、十一ページの一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額百八億六千七百七十八千円、歳出総額百六億一千二百八十三万七千円で、歳入歳出差引二億五千四百八十七万一千円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は二億二千二百五十四万二千円となりました。前年度に比べて、歳入は三億一千九百五十八万九千円の減、歳出は二億六千八百四十四千円の減でございます。

歳入のうち町税につきましては、固定資産税の増収などにより、対前年度四千九百九十七万円増の三十四億八千四百三十四万七千円となり、わずかながら増収となりましたが、地方消費税交付金につきましては、対前年度六千四百七十三万二千円減の四億八千三百九十六万六千円となり、地方交付税につきましても、対前年度四千二百四十一万七千円減の二十二億五千二百三十九万九千円となりました。

次に、国庫支出金につきましては、地方創生加速化交付金、繰

越明許分、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務補助金、保育所等整備交付金などが新たに交付されたものの、社会資本整備交付金、それから地域住民生活等緊急支援交付金などがなくなつたことや、緊急消防援助隊設備整備費補助金の減額などに伴い、対前年度五千八十三万一千円減の十一億二千六百四十八万四千円となりました。

次に、県支出金につきましては、競争力強化生産総合対策事業費補助金などで、対前年度九千三百三十二万六千円増の十億一千七百四十四万四千円となりました。

次に、繰入金につきましては、一般財源の減収などに伴い、対前年度一億四千九百五十五万円の二億六千六百七十五万円となりました。また、地方債につきましては、臨時財政対策債が対前年度一億二百二十万円の減額となったことや、普通建設事業費の減額に伴い、対前年度二億二千五百万円減の八億八千万円となりました。

次に、調定額のうち三千七百八十四万九千円を不納欠損処分しましたが、このうち町税については二千七百三十六万七千円で、前年度とほぼ同額でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで、四億一千四百五十六万四千円でございます。そのうち町税が三億五千二百五十四万二千円で、前年度に比べて二千七十五万四千円の減とはなりませんが、財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、歳出についてであります。目的別に構成比の高い経費から見てみますと、民生費三十七億五百一十八千円、構成比率で三四・九%でございます。総務費十三億九百一十万円、構成比率二・三%、教育費十二億五千六十六万九千円、構成比一一・八%

となっております。

また、事業費の大きいものとしましては、スマートインターチェンジ建設事業、認定こども園・私立保育園等整備事業、競争力強化生産総合対策条件整備事業などがございます。

以上が一般会計決算の概要でございます。

次に、百六ページの国民健康保険特別会計についてでございます。歳入総額四十三億七千九百八十八万六千円、歳出総額四十億五百二十四万円、歳入歳出差引額が三億七千四百五十六万六千円となりました。

歳入については、財源不足に伴い、県の財政広域化支援事業貸付金等により一億五千七十八万五千円の増となりました。また、国民健康保険税については七億八千七百八万六千円となり、前年度に比べ九千七百四万四千円の増となりました。それから、不納欠損額が三千三百六万二千円、収入未済額が二億五千四百八十六万四千円となっております。町税と同様にできるだけ少なくなるよう進めてまいりたいと思っております。歳出については、医療費の減少に伴い、保険給付費、共同事業拠出金等の支出が減少しております、二億二千三百四十一万九千円の減となりました。

次に、百二十九ページの簡易水道特別会計でございます。

歳入総額二千九百四十万三千円、歳出総額千七百五十三万二千円、歳入歳出差引額千八百八十七万一千円となりました。歳入については、繰越金等の増額により七百九十九万円の増となりました。歳出については、工事請負費の増額等により、前年度に比べ六百三十九万四千円の増となりました。

次に、百三十八ページの食肉事業センター特別会計でございますが、歳入総額一億四千四百二十六万四千円、歳出総額一億三千九百四十五万六千円、歳入歳出差引額四百八十八万八千円となりま

した。歳入については九百八十八万一千円の減で、歳入のうち事業収入につきましては七千六百五十七万三千円で、前年度に比べて三百九十八万八千円の減となりました。歳出については、三百八十一万三千円の減となりました。

次に、百四十九ページの住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

歳入総額六千三百三十七千円、歳出総額九百万五千円、歳入歳出差引額五千二百三万二千円となり、主に貸付金の元利収入をもつて公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めております。

次に、百五十八ページの公共下水道事業特別会計でございます。歳入総額三億五千四百八十八万二千円、歳出総額三億四千五十八万八千円、歳入歳出差引額一千八十九万四千円となりました。歳入については七百二十二万三千円の増となり、歳入のうち下水道使用料は一億七十七万六千円で、また不納欠損額は三十万二千円、収入未済額は一千七百四十二万九千円でございます。歳出については、前年度に比べて四百九十三万四千円の増となりました。

次に、百七十一ページの農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額三千二万八千円、歳出総額二千七百九十四万二千円、歳入歳出差引額二百八万六千円となりました。歳入のうち農業集落排水使用料は七百二十四万円で、不納欠損額は七万八千円、収入未済額は三十万四千円でございます。

次に、百八十ページの介護保険事業特別会計でございますが、歳入総額二十六億七千七百四十四千円、歳出総額は二十五億一千七百七十九千円、歳入歳出差引額一億五千三百六十二万五千円となりました。



歳入の合計は、前年度に比べて七千五百五十万六千円の増でございます。歳入のうち、介護保険料は五億六千五百七十五万七千円で一千四百十万円の増でございます。また、不納欠損額は五百七十一万三千円で、収入未済額は一千五百九万八千円でございます。歳出は、前年度に比べて五千九百八十二万二千円の増となり、歳出のうち保険給付費が五千三万五千円の増で、二十三億八千三百七十五万二千円となりました。

次に、二百三ページの介護サービス事業特別会計でございますが、歳入総額一千三百六十万五千円、歳出総額千三百三万円、歳入歳出差引額五十七万五千円となり、前年度とほぼ同額となりました。

最後に二百十二ページの後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額二億九千八百六十二万六千円、歳出総額二億九千七百六十七万三千円、歳入歳出差引額九十五万三千円となりました。

歳入については、前年度に比べて千八百二十九万二千円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は前年度に比べて千五百五十五万四千円増の二億九千九百九千円で、不納欠損額は二十七万八千円、収入未済額は二百九十七万六千円でございます。歳出については、一千八百五万六千円の増となりました。

以上で、一括上程されました認定第二号から認定第十一号までの決算の認定についての概要説明とさせていただきます。

一般会計の詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、一般会計について補足説明をさせていただきます。

まず、五ページの歳入につきましては、合計で百八億六千七百

七十万八千円、前年度に比べて三億一千九百五十八万九千円の減でございます。特に、一般財源であります町税につきましては四千九百九十七万円の微増となりましたが、そのほかの一般財源である地方消費税交付金六千四百七十三万二千円の減を初めとして、地方交付税が四千二百四十一万七千円、臨時財政対策債が一億二百二十万円の減となるなど、ほとんどの科目で減となりました。

次に、国庫支出金は五千八十三万一千円の減の十一億二千六百四十八万四千円で、内訳としましては、地方創生加速化交付金明許繰越分ですが、七千四百四十二万九千円、臨時福祉給付金経済対策給付事務補助金三千八百四十四万円、年金生活者等支援臨時特例給付事務補助金九千三百二十八万三千円、保育所等整備交付金五千二百二十二万九千円、社会資本整備総合交付金六千九百九十二万八千円などでございます。

次に、県支出金は九千三百三十二万六千円増の十億一千七百四十四万円で、内訳としましては、競争力強化生産総合対策事業補助金二億三百四十三万一千円、国民健康保険基盤安定負担金一億八百八十三万六千円、福祉医療費補助金重度心身障害者医療費分八千二百五十万六千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金五千六十一万二千円などでございます。

次に、地方債につきましては二億二千五十万円減の八億八千万円でございます。内訳としましては、先ほど言いました臨時財政対策債が四億四千二百八十万円、民生債一億五百四十万円、土木債一億九千二百七十万円などでございます。

次に、基金繰入金につきましては、先ほど説明いたしました一般財源の減少などに伴い、一億四千九百五十万円増の二億六千六百七十五万円で、内訳としましては、財政調整基金繰入金一億七千三百万円、減債基金繰入金二千五百万円、まちづくり整備基金繰

入金四千二百二十五万円などでございます。

次に、歳入の調定額のうち三千七百八十四万八千九百九十五円を不納欠損処分しましたが、この内訳につきましては、町税が二千七百三十六万七千二百円、社会福祉費負担金が三十万八千四百円、清掃使用料が五千四百六十円、住宅使用料一千六万八千五百四十七円でございます。不納欠損額につきましては、合計で前年度に比べて九十一万六千七百四十一円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税負担金、使用料、財産収入、諸収入で、四億一千四百五十六万四千四百九十六円でございます。そのうち町税が三億五千二百五十四万二千三百三十円で、前年度に比べて二千七十五万四千三百八十九円の減となっております。

次に、九ページの歳出でございますが、合計で百六億一千二百八十三万七千円となり、前年度に比べて二億六千八百四十四千円の減でございます。

歳出の主なものとしては、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業八千九百四十七千円、認定こども園整備事業六千七百二十万、市立保育園等整備事業八千五百一十千円、競争力強化生産総合対策条件整備事業二億五百九十三万一千円、スマートインターチェンジ建設事業九千六百九十二万四千円、地方創生加速化交付金事業明許繰越分ですが、七千四百四十二万九千円などがございます。

翌年度繰越金は、繰越明許費繰り越しが一億五千六百九十六万八千円、事故繰り越しが三百七十九万二千五百七十一円で、そのうち一般財源については、繰越明許費が二千八百五十三万六千円、事故繰越が三百七十九万三千円でございます。

次に、普通会計の財政指標でございますが、確定数値ではなく

速報数値でございますが、経常収支比率については、前年度に比べて四・四％上昇し、八八・〇％となりました。これは、先ほど言いました経常的一般財源の減によるもので、地方消費税交付金、地方交付税、臨時財政対策債などが大幅な減額となったことによるものでございます。

次に、普通会計の地方債残高は後年度に地方交付税に参入される臨時財政対策債の残高が引き続き増加しており、前年度に比べて一億五千九百七十一万一千円増の九十八億八千二百六十五万五千円となりました。また、健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、実質公債費比率が対前年度〇・三％減の七・九％、将来負担比率は五・八％増の八二・三％となり、指標としては特に問題のない数値となっております。

以上で、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑、ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） それでは、二点について質問をいたします。

今の数字を見ますと、非常に厳しいかなあというようなことを実感で思いますが、まず地方創生と教育行政についての二点を質問いたします。

最初に地方創生ですが、国は平成二十六年十一月に急激な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけること

いったようなことで、まち・ひと・しごと創生法を施行し、長期ビジョンを平成二十六年十二月に策定をいたしました。そして、その国の方針において、地方においてもそれぞれ策定し、我が町でも平成二十七年十月に総合戦略、人口ビジョンを策定し、その方針に沿って多岐にわたる事業を取り組み中であります。今説明がございましたように、地方創生の加速化交付金等々、交付金を受けて取り組み中でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、平成三十一年度目標値を掲げ、本年中間年となり、まだ道半ばではありませんが、課題もある程度見えてきたのではないかなど、このように思っております。考え方によっては、養老改元一三〇〇年祭事業より比重が高いかと思っております。そういったことで、二十八年度の分析と今後の方針、決意を伺いたいと思います。

それから、二点目の教育行政については、平成二十八年度施政方針にありましたように、町内全小学校でコミュニティ・スクール指定で、学校と地域が一体となって子供を育てるべきと。さらにサポーターも募集されて実施、取り組んでこられました。この評価と今後の方針をお尋ねいたします。

私、地元の上多度小学校においては、上多度小学校だよりのほかに上多度コミュニティ・スクール活動の様子を上多度小元気アップだより、これですけど、こういう用紙を、小学校だよりにさらにもう一部追加して二部各地域に配付してみえます。そういったことで、学校の取り組みは非常によくわかるというような実感をいたしておりますが、教育長としての評価と、今後の方針をお尋ねいたします。

○議長（青山貞一君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ます。

財政につきましては、議員もおっしゃるとおり、大変厳しい状況となってきました。そんな中で、総合戦略に基づいて、今いろんな行事をやらせていただいているところでございますけれども、人口減少等は想像していただくとおりに急激に進んでいることも事実でございます。なかなかこれといった施策はないわけでございますけれども、ただ、私どものまちは今、養老改元一三〇〇年祭を行っておるところでございます。それに伴って、いろんなインフラ等の整備も進められようとしてきております。

今、一三〇〇年祭よりもというようなお話もございましたけれども、やはりこの一三〇〇年祭を一つのきっかけとして、いろんな企業に対するアピールであったり、住民意識が変わってくるというようなことで、まちの活性化を図っていききたいということ、多くのお金を使って一三〇〇年祭をやらせていただいております。この評価等は、また後日ということになりますけれども、その成果が出てくるのは、やはり一年、二年ではなかなか難しいのではないかと思っております。やはり五年、十年かけて、初めてこの一三〇〇年祭の成果があらわれるというふうに思っております。

速報としては、こういったインターチェンジの開通等で、企業誘致等が進んでまいりましたので、出てはいますけれども、全体としての人口減少の歯どめ、それから増加に転じるというのはなかなか難しいのかなというふうに考えているところがございます。その中で、あとの施策といたしましては、やはり高齢化対策として予防医療から積極的に健康をつくって予防していくというような施策、それから子供たちのためには、やはり環境整備というふうに向けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

たいというふうに思います。

コミュニティ・スクールにつきましては、三年がかりぐらいで、全町小・中学校指定という方向で進めてきました。計画では、ことし四月に全ての小・中学校で指定される予定でしたが、四月に東部中学校が指定され、高田中学校が少しおくれれておりまして、十一月に指定するという方向で進めております。

このコミュニティ・スクールは、町の地域自治町民会議の教育版という捉え方をしております。町の行政に従って教育も進めていきたいという気持ちもありまして、地域、保護者、家庭が連携して進めていく教育ということを考えています。

現在、教育を取り巻く環境は非常に厳しいものがありまして、少子化、核家族化、それからいろんな情報機器を使った問題行動等、いじめも含めてですけれども、そういった問題を学校だけで考えていくのではなく、やっぱり保護者・地域が一体となって、地域の子供は地域で育てるといった気持ちを進めるために、全町指定を図ったものです。

国は、このコミュニティ・スクールについて、努力義務化まで図っております。養老町についてはもう既に導入を今年度いっぱいですべて完了する予定です。一部ではないと思うんですけど、サポートの数がふえてきているというふうに聞いていますし、子供たちが地域に出たりする中で、今まではお孫さんの見えるお年寄りが学校に来ていただくという状況だったんですけども、子供たちが地域の清掃活動に参加したり、公民館活動に参加する中で、お孫さんの見えないお年寄りの方とも交流が深まって、会ったら挨拶をしてくれるようになったとか、そういったことも生まれていますし、成果は出ているのではないかとこのように思っています。

す。

課題としては、コミュニティ・スクールの事業とPTAの関係をうまく連携させていく必要があるんじゃないかという声も聞いておりますので、そういったことも考えていきたいと思っております。

あと、十一月二十五日に教育振興大会というのを計画しております。今までは講演を聞くという形だけになっていたんですけども、各地域でコミュニティ・スクールでどういう活動をやっていくのかということと交流することによって、コミュニティ・スクールの活性化を図りたいということで、十一月二十五日の教育振興大会で日吉小学校と広幡小学校の実践発表、交流をしたいというふうに考えています。皆さん方も今後とも地域のコミュニティ・スクールの活性化のために御尽力願いますことをお願いして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（青山貞一君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 一般会計、特別会計で、総額不納欠損が八千六百万を超えておるといような現実が先ほど公表されました。一般会計については少し減っているといような回答がございましたが、今後の養老町の不納欠損に対する考え方は、本当に年々ふえておるといような数字が毎年提示されます。これに対する取り組み方、鋭意努力をしておるといような説明がございましたが、実際の努力の内容、そして今後の取り組み方、これをまず一点お尋ねします。

そして二点目ですが、この不納欠損については、我々養老町の数字は毎年説明を受けます。総額百九十五億ほどの一般・特別会計の中で八千万を超える不納欠損ですが、この不納欠損の数字が

妥当かどうか。他の市町と比較して、わからなければ結構ですが、他の市町の不納欠損の予算に対する金額、これと養老町の比較、どのような考え方を持っておられるかをお尋ねいたします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問でございますけれども、不納欠損が、やはり一割弱、八%ぐらいあるわけですが、それはやはり通常の企業等ならちよつと考えられないような問題だというふうに思っております。ただ、これは生活にかかわる住民の問題でございますので、その徴収方法については、慎重を要するということではございますけれども、その中で徴収員を置く、それから徴収室をつくるというような形で進めさせてきておりました。昨年より若干よくなったと、本当に○・何%でございますけれども、この数字というのは少ないのか多いのかということも少し分析してみないとわかりませんが、この厳しい経済情勢の中で、確かに生活苦を負っておられる住民の方々はふえてきている中で微増というのは、下がるということがないということで、まだいいのかなというふうには、その努力の成果は認めていきたいというふうに思っております。

今後の取り組みでございますけれども、多くの皆様方の御意見もお聞きしたいと思えますけれども、法的措置に移行してでも進めていくのかというふうなことも、これから検討しなければならぬのかなというふうに思っております。

それからもう一点、ちよつと他市町との比較がわかりませんが、それでも、ある町では、本当に町民税の不納欠損の少ないところがございます。顔を合わせたときにその首長さんにはいろいろなことをお聞きするわけでございますけれども、やはりかなり丁寧に踏み込んだ形での徴収をしておられるというようなことでござい

ますので、この点もつと私どものまちに取り入れて、見習いながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 税務課長、他市町の数字はわかりませんか。古川税務課長。

○総務部税務課長（古川一夫君） 手元ありませんけれども、他市町の状況を調べておりませんので、まことに申しわけございませんが、資料がございませんので回答ができません。申しわけございません。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 三点で質疑をしたいと思えます。

先ほどの田中議員の質疑と関連するかもしれないけれども、一点目は、出生数をふやし転出者を減らす必要を二十八年度の施政方針で町長は述べられました。さらに、人口減少をとめるまちづくりを進めるとも述べられました。

平成二十八年度の出生数及び転出者数はどのような数字でしょうか。また、その要因をどのように分析されたのでしょうか。

先ほど、出生数に対してはこれといった施策がないというふうな答弁を聞き、ちよつと怒りを持ちました。例えば、これとこれを取り組んだけれども、なかなか成果が上がらないというふうな言い方ではなかったというふうに思います。この点についてお尋ねをします。

二点目は、今、しきりに働き方改革が叫ばれておりますが、平成二十八年の職員の超過勤務の実態、その要因について各部長にお尋ねをしたいと思えます。

また、延べ時間及び一人平均どれぐらいの残業時間だったのか、

総金額、これも総括質疑の中でお尋ねをしておきたいと思えます。

三点目は、企業誘致推進費でございます。当初予算八百二十三万円より百五十万三千七百八十三円を不用額と計上しております。余りにも企業誘致はかけ声だけではないかと思ってしまうんですが、やはり二十八年度、インターの開通などを踏まえ、たくさんの種まきをする。私は、二十八年度、補正に出てきてもいいような、頑張っているので補正して補助してくださいというふうな提案があってもよかったですのではないかと。二十八年度決算から思ったわけですが、この点でその中身について、どういう形でこの予算が執行され、不用額を残したのか、それを明確にしたいと思えます。

○議長（青山貞一君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 出生数と転出転入の数字はちよつと持ち合わせておりませんし、きようはございませんので、申しわけございません。後ほどまたお知らせをするというふうに思いますけれども、打つ手がないという言い方をしたのは、ちよつと軽率でございました。なかなかこれという一つの大きな施策というのの柱がないというところでございます。

今、何をしているかといえ、やはり企業誘致、それからまちの活性化のための一三〇〇年祭というところで取り組んでいるところで、この一三〇〇年祭の中身というのは、イベントで養老町だけを知っていたかどうかではなくて、養老町民が丸と丸となつてやっているすばらしいまちだということ。それから自然と歴史があるまちだということ。PRするという絶対のチャンスだというふうに捉えておるところでございます。そういったことで養老町に対する転入者を引きつけたいというふうにも考えております。また、企業誘致についてでございますけれども、予算的なもの

は十分な額を使っていないということでございますけれども、効果としては、皆さん方も御存じのように、サラダコスモさん、サンシさん、これは両方とも開発がおりておりまして、恐らくパークを含めて千人ほどの雇用が見込まれるだろうと思えますし、先日も一つの工場を増設されたということで、成果としては本当に十分に上がっていると思っております。ただ、この一三〇〇年祭が終わって、養老町にインターの開通が見込まれれば、より多くの企業の話もあろうかというふうに思いますが、一番の問題は、どうしても優良農地が多いということ、それから軟弱地盤の多いところがあるということで、ちゆうちよされる方もお見えになりますけれども、今度の場合は、工業団地とは言いませんけれども、やはり地域を決めて誘致にかかっていきたいというふうに考えております。以上です。

働き方についての超過勤務等は、各部でお願いします。

○議長（青山貞一君） 川地企画政策課長、補足説明。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 水谷議員の御質問に御回答させていただきます。

一点、今、養老改元一三〇〇年事業とあわせまして、定住・移住の関係で子育て支援の補助金制度を創設しましたので、今パンフレットも作成しまして、例えば展示場なんかにもお配りし、養老町の自然とか魅力、またそういったものもPRさせてもらっています。そのほかにヨロ婚とか、そういったことで何とか養老町に人を呼び込めるようなことを行わせていただいております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） それでは、総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） 先ほどの水谷議員の御質問にお答えいたします。

各部長からということで、総務部関係の時間外勤務の状況でございですが、数字的には総務課、企画政策課、それから税務課とも前年よりふえてございます。理由といたしましては、総務課の場合、参議院議員選挙、あるいは県知事選挙があったというようなところで増加をしております。また、企画政策課につきましても、昨年度よりいろんなイベントをやっているというようなどころでふえてきております。それから、税務課については微増ということ、ほぼ前年と同額というような形になっております。

それから一人月平均ですが、総務課の場合でいいますと、大体二十四時間ぐらいというのが一人当たりの平均になります。それから企画もおおむね変わらないような数字ということになっております。それからほかの部もございしますが、総務課の関係でまだ会計とか議会もございしますが、こちらについてもほぼ前年と変わらないような数字になっておりますが、ほかの部署では、やはりイベントがございましたので、そういった関係でふえているところもあるかと思えますし、例えば新しい事務ですね。例えば認定こども園化といったような事業がございしますし、例えば養老鉄道イベントがございましたので、そういった関係でふえている部署があるということで御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 住民福祉部関係の残業時間等につきましてお答えさせていただきます。

住民人権課におきましては、個人番号の交付受付業務といったことで、残業時間の数値は把握しておりませんが、昨年度と比較して増となっております。

また、健康福祉課につきましては、臨時給付金等の業務がござ

いまして、こちらも残業時間としてはふえているのではないかと考えられます。

子ども課につきましては、業務的にも、今こどもの業務ということもふえておりました、こちらも時間数としてはふえているのではないかと。

あと、生活環境課につきましては、昨年とほぼ同じではないかというふうに把握しております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、残業時間等につきましては数値的には今手持ちの資料がございませんので、概略だけ申し上げます。

産業建設部関係につきましては、おおむね通常の勤務はそんなにふえてはいないと思いますが、先ほどお話がありましたように、去年の二〇一〇年のプレイベント関係での残業とか、それから養老鉄道の活性化の関係の事業で担当した職員が残業がふえているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 野村消防長、答弁。

○消防長（野村博治君） ただいまの時間外の関係でございますが、手元には詳細な資料は持っておりませんが、対前年比で比較しますと、決算ベースで微増になっているというふうに記憶しております。

消防職の場合、一般事務職と勤務体制が違っていて、時間外を単純に比較するということは非常に難しいかと思いますが、署におきましては、今年度でいきますと、当初予算約一千六百万円、そういった予算ベースの中で執行しております。

特に二十八年度につきましては、岐阜県の緊急援助隊の会場が

養老町でございましたので、そういった面で微増であったというふうに分析しております。以上です。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） 教育委員会事務局に関してでございますが、詳細な時間数、金額等は資料としては持ち合わせがございません。

全体の流れの中で、やはり人事異動に伴いまして、なれふなれの問題があつて、時間超過勤務で仕事をしている職員もおります。また、スポーツ振興課並びに生涯学習課においては、イベント等がございます。こちらにつきましては、振替休日等で対応しているところがあります。また、夜間利用時間等で勤務があるわけなんです。それについては時差出勤できるところについては対応しているような内容でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） それでは質疑なしと認め、よつて日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十人の委員で構成……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） はい。

○十三番（水谷久美子君） 一般会計のみの総括質疑というふうにしてしまいましたので、特別会計の質疑の機会は与えられないでしょうか。

○議長（青山貞一君） 特別会計も大丈夫ですよ、一括上程で。

水谷議員。

○十三番（水谷久美子君） 国民健康保険税の総括質疑をしたいと思つています。

平成二十八年度決算も大変厳しい運営となっております。特に、不納欠損額が三千三百万円余、収入未済額が約二億五千四百九十万円の二三・七％となっております。収納率を見ますと、現年度で九二・九七％、過年度で一四・八五％、平成二十八年度の収入額と調定額を計算いたしますと、収納率が七三・二％ということになっております。来年度から国保制度は県一本になり、県内市町村は県が示す納付金賦課額を一〇〇％納めることになっております。

養老町の国民健康保険税を見ますと、所得に対し約一三％のお金を被保険者が払わなければならず、大変重た過ぎる負担だと考えるものです。それは協会けんぽに比べ二倍近い負担です。

全国の自治体では、一般会計からの法定外繰り入れをふやしたり、県内の市町でも資産割を外す、平等割も廃止し、所得割と均等割の二方式にする、あるいは十八歳未満の子供が三人以上いる世帯に対し、三人目以降の均等割を無料にするなどの独自の施策が始まっています。

来年度から県一本になつても、養老町の保険税の算定は今までどおり市町村で賦課することに変わりはありません。当町の四方式、つまり資産割、所得割、均等割、世帯割についての考えを伺いたいと思つています。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 先ほどの水谷議員の御質問にお答えをいたします。

この四方式で現在養老町は賦課をしておる状況でございます。県下におきましては、三十六市町村がこの四方式で賦課をしております。三十年度以降につきましては、二十三市町村が所得割を除いた三方式を検討すると聞いております。



当町におきましても、賦課方式の変更につきまして、国民健康保険の運営協議会の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 毎年ですけれども、国保税の納税書とともに配付されるチラシがございます。それには、医療費の適正化の中で特定健診などの受診の呼びかけやジェネリック医薬品の利用の検討を促していますが、平成二十八年度の分析をどのように行っているのか伺いたいと思います。

先ほどの四方式でございますけれども、国保運営審議会などで検討するというふうな回答をいただきましたが、なぜ固定資産を使つての資産割に異議を申すかといいますと、町民の中でも住居占用の土地や家屋などの収益性がない固定資産であっても賦課対象になる。他の市町に所有する固定資産は、賦課対象にならない。また、後期高齢者医療制度や介護保険料の場合は賦課していないなどの問題が指摘されます。

また、国保加入世帯に子供が誕生すると、一人年額二万七千七百円、例えばこれが双子のお子さんですと、その倍の負担増となり、子育て支援の観点から負担軽減を講じています。私は早急に実施すべき子育て支援だと考えておりますが、先ほどのジェネリックの関係、医療費の適正化、特定健診などでお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 先ほどの水谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、医療費の適正化についてのジェネリック医薬品等の利用

状況ということですが、平成二十八年度では、対象者に対しまして通知を年二回送付しております。その対象者千六百八人のうち百五十三人がジェネリックに切りかえられております。次に、四方式でのお話でございますけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、今、国と県が広域化に伴いまして、方式を三方式または二方式といった考え方を示されております。町といたしましても、やっぱりこの資産税割というのは、かなり皆さん方に納得していただけるには難しいところがあるのかなというところで、国からもそういった指示が示されているところでございます。先ほど申しましたように、町といたしましても、この方式の変更につきまして検討してまいりたいと考えております。

また、お子さんに関しましての負担軽減ということですが、この負担軽減をすることによりまして、国保運営の財源確保をどのようにするかといった課題も出てまいりますので、この点につきまして、国保運営協議会の御意見を伺いながら検討してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 水谷議員、質問を変えていただけませんか。

今の質問、大綱的な質問とは思えませんので。

○十三番（水谷久美子君） 国保への法定外一般財源の繰り入れは、他の保険加入者との公平性や特別会計の独立性も問題とされておりますが、どの保険に入っているか、退職後は国保に加入をいたします。国保の基盤を整えることは、全ての町民にとり必要なことではないかと思ひます。まさに国保制度は社会保障制度の大事な一環でございますので、二十八年度決算を踏まえ、新年度予算、またそういうところに反映をしていただきたたいし、町長の所見についても反映していただけるよう期待しておりますので、以上で

終わります。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認め、よって、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認め、よって、決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第十四、選任第七号 決算

特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議

に諮って指名することになっております。

したがって、決算特別委員会委員には、十三番 水谷久美子君、十番 松永民夫君、九番 田中敏弘君、七番 早崎百合子君、六番 吉田太郎君、五番 三田正敏君、四番 大橋三男君、三番 長澤龍夫君、二番 岩永義仁君、一番 北倉義博君、以上の十人を指名することといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの十人を選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

委員会は、四階北委員会室にてお願いいたします。

傍聴者の皆様は、四階大会議室にてお茶の用意をいたしておりますので、御利用ください。

それでは、休憩といたします。

（午前 十時四十八分 休憩）

（午前十一時 十一分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き再開をいたします。

ここで、松永議会運営委員会委員長より委員長報告の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

○議会運営委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

先ほどの委員長報告の一部を訂正させていただきます。

総務民生委員会の開会時刻を十時と報告いたしましたのが、九時三十分からと訂正をさせていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長の報告の訂正とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

それでは、休憩中に決算特別委員会が開催されました。その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長（水谷久美子君） ただいまの休憩中に全員の出席のもとに決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私、水谷久美子が指名推選により、副委員長には大橋三男委員が指名推選により選任されました。もとより大変微力ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成二十八年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から一年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげ、生かしていきたいと思えます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十五、報告第五号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）から日程第十八、報告第八号 専決処分報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）までの計四件を一括議題として上程し、報告のみを受けます。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第五号から報告第八号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

この訴えにつきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、住宅明け渡し請求書にて家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催促した者のうち、納付誓約をしたが、三回以上不履行の者及び町から催告したが催告に応じない者について、大垣簡易裁判所へ建物明渡等請求事件として訴えを提起したものでございます。専決第九号から専決第十二号にて、町営住宅の明け渡しを求める相手方は、別紙専決処分書のとおり、家賃滞納者四名、不法占有者二名、滞納総額二百九十四万三千八百円となります。

以上で報告第五号から報告第八号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十九、承認第八号 専決処分の承認について（養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第八号 専決処分の承認について（養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用

用弁償に関する条例の一部を改正する条例)の説明をさせていただきます。

教育委員会では、外国語指導助手(ALT)を財団法人自治体国際化協会の外国青年招致事業のプログラムにより招致し、招致外国青年任用規則にのっとり採用しておりますが、今回、五年を超え継続して雇用するため、別表を改めるものでございます。

なお、任用期間は八月六日で終了するため、平成二十九年七月三十一日に専決処分したものでございます。施行期日は、この条例は平成二十九年八月一日より施行しております。

以上で、承認第八号 専決処分の承認について(養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)の説明とさせていただきます。

十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青山貞一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(青山貞一君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二十、議案第四十二号から日程第二十四、議案第四十六号までの五議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第二十、議案第四十二号 農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第四十二号

農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止について説明をさせていただきます。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が平成二十九年七月二十四日に施行され、法律の題名が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改められ、本条例の根拠規定が変更となり、また実効性のない条例でもありますので、今回この条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上で、議案第四十二号 農村地域工業導入促進法に係る養老町固定資産税の特例に関する条例の廃止についての説明とさせていただきます。

○議長(青山貞一君) 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十一、議案第四十三号 養

老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十三号

養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度における支給認定証について規定している内閣府令の改正に伴い、府令の規定に準拠している養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 松岡子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）に定めている子ども・子育て支援新制度における支給認定証については、市町村が支給認定を受ける児童の保護者に対し、認定区分、保育の必要量、その他内閣府令で定める事項を記載した認定証を交付することとされており、認定証に記載された内容に変更があった場合は、交付した認定証を回収した後、新たな認定証を発行することとされています。

このたび、平成二十八年の地方からの提案等に関する対応方針（平成二十八年十二月二十日閣議決定）において、この扱いが見直され、認定を受ける児童の保護者が交付を希望する場合のみ支給認定証を交付することとされ、交付を希望しない者に対しては、認定内容を記載した通知の送付をもってかえることができることとなりました。

これに伴い、養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

次に、施行日についてであります。この条例は平成二十九年十月一日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。  
お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することについていたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十二、議案第四十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

介護保険法の一部改正に伴い、罰則に係る過料の対象者に関する規定について改正があったことにより、所要の条文整備を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

第十七条では、被保険者の資格等に関する調査で、被保険者が

文書等の提示命令に従わない場合や、虚偽の答弁をした場合の過料について定められていますが、介護保険法が一部改正されたことに伴い、その対象者を第一号被保険者から被保険者とするよう改正を行うものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。  
お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することについていたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十三、議案第四十五号 養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十五号

養老町農村地域工業導入促進審議会設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律が平成二十九年七月二十四日に施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 伊藤農林振興課長、補足説明。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

法律の題名が農村地域工業等導入促進法から農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改められたことに伴い、条例の題名を養老町農村地域産業導入促進審議会設置条例に改めるものです。

また、第一条中、法律名の改正に伴い、「農村地域工業導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、審議会の名称を「養老町農村地域工業導入促進審議会」を「養老町農村地域産業導入促進審議会」に改め、また市町村の審議会の設置についての規定が改正されたことから、当該引用規定である「第十八条第二項」を「第十四条第二項」に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものいたします。

また、附則第二項では、本審議会設置条例の一部改正に伴い、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があることから、別表中「農村地域工業導入促進審議会委員」の文言を「農村地域産業導入促進審議会委員」に改めるものいたします。

以上で、議案第四十五号 養老町農村地域工業導入促進審議会

設置条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今回、法律の改正によって規制緩和という

ようなことで、優良農地でも転用規制の例外拡大というようなこととありますが、他方、農業振興について二本立てというようなことで、これは町としてはどのように今後対応されていくのかとある程度厳格な審査基準を持って対応していかないと、農地が荒廃するというような、飛び地等々非効率になるおそれがありますので、そういった点を確認したいと思えますし、今までの審議会も昭和四十八年につくってあるんですけれども、名前だけで実態がないというような状況で、今後の方針をあわせてお尋ねいたします。

○議長（青山貞一君） 伊藤農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、ただいまの

田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、法律名が変わり、工業等から産業という形へと変わったわけでございますけれども、今、養老町にはこの指定地域が一方所残っております。笠郷地域にあるわけでございますけれども、まだ埋まっている状態ではございません。ただ、利用頻度等を考

えますと、こういった見直しも今後必要になってくると思われ  
ます。インターチェンジのところ、またはスマートインターチェ  
ンジ等ができますと、そういった部分も含めて検討はしていかな  
ければならないと思っておりますので、そういった計画の変更等  
が必要になってくるのではないかと考えてございます。

二点目の、今まで実態のないというようなお話もございま  
しけれども、この法律といえますか、養老町といたしましては、  
岐阜県養老地区農村地域工業等導入実施計画書というものを  
昭和四十九年三月に作成させていただいております。この計画  
の折には、当然この審議会を開催させていただいておりますし、  
この計画は途中で二度ほど変更がされております。平成十  
一年八月八日に一旦改正をいたしておりますので、その折に  
は平成十一年の二月に、また平成十三年三月三十日に二度  
目の変更をさせていただいておりますので、平成十二年十月  
に審議会が行われ、三回の実績というところを御報告さ  
せていただきます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 他に質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（青山貞一君） それでは、質疑なしと認め、総括  
質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいた  
したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査する  
ことに決まりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十四、議案第四十六号  
養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議  
題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十六号  
養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明を  
させていただきます。

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の改正により、  
関係政省令も改正されたことに伴い、本条例につきましても所  
要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきます。  
十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（田中一也君） それでは、私のほうから補  
足説明をさせていただきます。

公営住宅法の一部改正によりまして、公営住宅施行令の一部を  
改正する政令（平成二十九年政令第二百号）及び公営住宅法施行  
規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第四十七  
号）が平成二十九年七月二十六日に施行されたことに伴い、条  
々が発生したために、本条例中の該当引用条番号を定めるもの  
でございます。

公営住宅法施行規則の引用につきましては、第十二条中「十一  
条」を「十二条」に、第十四条中「八条」を「七条」に改めるも  
のです。

また、公営住宅法施行令の引用につきましては、第三十八条及  
び第三十九条中「十一条」を「十二条」に改めるものです。



なお、施行日は既に法律が施行されていることから、公布の日から施行するものとします。

以上で、議案第四十六号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十五、同意第二十二号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第二十二号

教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。町教育委員会の委員の中で、栗田千里氏の任期が平成二十九年十月七日をもって満了しますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、教育委員会委員任命したく、同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町有尾四十三番地、氏名、栗田千里。

なお、任期は平成二十九年十月八日から平成三十三年十月七日までの四年間となります。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十六、同意第二十三号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第二十八、同意第二十五号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの三議案について一括議題として上程し、提案理由の説明後、質疑を行い、推薦

にかかわる同意の人事案件につき、討論を省略いたします。なお、採決については、各議案ごとに行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第二十三号から同意第二十五号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを御説明させていただきます。

現在、人権擁護委員として活躍されている田中敬一氏、野村亮温氏、日比武氏の任期が平成二十九年十二月三十一日をもって満了するため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がありました。これを受けまして、岐阜県養老郡養老町鷺巣九百八十九番地一、田中敬一氏、六十六歳、及び岐阜県養老郡養老町養老百六十四番地、野村亮温氏、六十二歳には、引き続きお世話いただきました依頼した結果、御承諾をいただいております。また、日比武氏につきましては、その後任として、地区の区長会から岐阜県養老郡養老町大坪二百二十八番地、日比勝氏、六十二歳を新たに人権擁護委員候補者として推薦いただき、適任であると判断をいたしましたので、この三名について、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、三名の人権擁護委員の任期は平成三十年一月一日から平成三十二年十二月三十一日までの三年間でございます。

以上で、同意第二十三号から同意第二十五号までの人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより三議案について順次採決を行います。

初めに、同意第二十三号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、同意第二十四号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。次に、同意第二十五号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十九、議案第四十七号から

日程第三十三、議案第五十一号までの五議案については、逐次上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第二十九、議案第四十七号 平成二十九年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十七号 平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三億三百五十万五千円を

減額し、予算総額を百七億二千三百二十一万七千円とするもの  
でございます。

主な内容は、認定こども園整備事業、社会保障・税番号制度シ  
ステム整備事業、中学校空調設備改修事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせます  
ので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） それでは、私のほうから総  
務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十ページの歳出から説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、五目財産管理費は、社会保障・  
税番号制度システム整備事業に国庫補助金五十万三千円を充当す  
るため財源更正を行い、項四選挙費、一目選挙管理委員会費では、  
公職選挙法の改正に伴い、システム改修費二十三万九千円を計上  
いたしました。

次に、九ページの歳入について説明をさせていただきます。

款十七繰入金、項一基金繰入金、一目財政調整基金繰入金では、  
財源調整として二千二百十万六千円を減額いたしました。

次に、五ページの第二表 地方債補正では、事業費の増減など  
に伴い、児童福祉施設整備事業債で限度額一億五千四百六十万円  
減額し、補正後の限度額を一億三千六百四十万円、県営かんがい  
排水事業債で限度額を三百十万円増額し、補正後の限度額を六百  
七十万円、学校教育施設等整備事業債で限度額を四百三十万円減  
額し、補正後の限度額を七百五十万円とするものがございます。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私から

は、住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず、十ページの歳出から説明をさせていただきます。

款二総務費、項三戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳  
費では、社会保障・税番号制度システム整備事業で、女性活躍推  
進等に対応したマイナンバーカード等に旧姓の併記を可能とする  
ためのシステム改修費として四百十六万九千円を増額いたしまし  
た。

次に、十一ページの款三民生費、項一社会福祉費、一目社会福  
祉総務費では、地域支援事業総合事業以外の事業に係る介護保険  
事業特別会計繰出金として三十四万五千円を増額いたしました。

次に、三目福祉医療費では、平成二十八年度の事業費が確定し  
ましたので、福祉医療事務事業の補助金精算金に伴う返還金百三  
十六万七千円を増額いたしました。

次に、十目後期高齢者医療費では、平成二十八年度分の後期高  
齢者医療給付費等負担金の精算金に係る諸収入の補正により、財  
源更正を行うものがございます。

次に、項二児童福祉費、一目児童福祉総務費では、平成二十八  
年度の事業費が確定しましたので、子ども・子育て支援事業の  
国・県補助金の返還金二十七万四千円を計上いたしました。

また、認定こども園整備事業では、事業の見直しにより三億一  
千八百五十三万三千円を減額いたしました。その内訳といたしま  
しては、養北認定こども園（仮称）整備補助金四億二千五百九十  
八万五千円、養北保育園と養北幼稚園から養北認定こども園（仮  
称）への備品運搬代二百二十二万円を減額し、町で認定こども園を  
建設するための設計委託料として一千四百万三千円、養北保育園  
メデイコン・光ケーブルと取りつけ工事請負費四十八万三千円を  
計上いたしました。

また、笠郷小学校区の旧笠郷幼稚園舎をこども園に改修するための工事請負費九千六百六十三万五千円と船附こども園から旧笠郷幼稚園舎への備品運搬代百七万五千円及び旧笠郷幼稚園舎改修工事監理委託料二百三十七万六千円を計上したものでございます。

次に、二目児童措置費では、平成二十八年度の事業費が確定しましたので、児童手当支給事業の国・県負担金の返還金五十二万五千円を計上いたしました。

次に、四目児童発達支援費では、養北ことばの教室（仮称）建設工事に係る隣家家屋調査委託料として七十七万八千円を増額いたしました。

次に、十二ページの款四衛生費、項一保健衛生費、一目保健衛生総務費では、平成二十八年度の事業が確定しましたので、母子保健事業の養育医療費国庫負担金及び県負担金の精算に伴う返還金九万五千円を増額いたしました。

また、地域医療確保事業では、平成二十九年度から岐阜県地域医療確保事業費補助金の補助率が十分の十以内から二分の一以内に改正されたことに伴い、事業者に対し応分の負担を求めするため、町と事業者が県費補助残を等分する見直しを行ったことにより三百四十万円を減額し、あわせて財源更正をいたしました。

次に、八ページの歳入について御説明申し上げます。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金、一目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として四百六十七万二千円を増額いたしました。

次に、二目民生費国庫補助金では、養北認定こども園（仮称）整備事業の見直しのため、保育所等整備交付金四千四百二十二万円を減額いたしました。

次に、款十四県支出金、項二県補助金、二目民生費県補助金で

は、養北認定こども園（仮称）整備事業の見直しのため、認定こども園施設整備交付金九千九百九十九万円を減額いたしました。

次に、三目衛生費県補助金では、岐阜県地域医療確保事業費補助金の補助率改定による負担割合の見直しにより、六百七十万円を減額いたしました。

次に、九ページの款十九諸収入、項四雑入、六目雑入では、平成二十八年度の事業費の確定により、後期高齢者医療給付費負担金精算金千五百三十九万三千円、後期高齢者保健事業費負担金精算金八十四万九千円を増額いたしました。

次に、款二十町債、項一町債、一目民生債では、児童福祉施設整備事業債で一億五千四百六十万円を減額いたしました。その内訳でございますが、養北認定こども園（仮称）整備事業補助金に充当予定の二億一千八百万円を減額し、町で認定こども園を建設するための設計委託料に充当予定の八百五十万円及び旧笠郷幼稚園舎改修工事請負費に充当予定の五千四百九十万円を計上したものでございます。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出につきまして御説明させていただきます。

まず、十二ページの款六農林水産業費、項一農業費、三日農業振興費の水田農業構造改革対策事業費では、数量調整円滑化推進事業補助金の配分額増額に伴い、二十万五千円を財源更正いたしました。

五目土地改良費の県単土地改良事業費では、色目川排水機場の高圧受電盤が老朽化によるふぐあいが確認されましたので、緊急

整備のため高圧受電盤整備工事として百二十四万八千円を増額いたしました。

また、県営かんがい排水事業負担金では、東八間地区における県営かんがい排水事業において、県の追加予算が計上されることに伴い、三百五十二万一千円を増額し、県営広域営農団地農道整備事業負担金では、広域営農団地農道整備事業（西南濃第三期）においても、県の追加予算が計上されることに伴い二十三万八千円を増額いたしました。

次に、項二林業費、一目林業総務費の森林整備事業調査推進事業費では、昨年度整備した直江の滝散策道において、落石と思われる手すりの破損が発生しましたので、のり面の調査と対策に対する設計業務委託料として、三百六十六万六千円を増額し、林野台帳地図作成業務委託料については、町独自システム構築による作成を取りやめ、国・県のGIS利用への変更に伴い、二百七十六万三千円を減額いたしましたので、総額八十四万三千円増額いたしました。

次に、十三ページの款七商工費、項一商工費、三目観光費の養老改元一三〇〇年プロジェクト事業では、直江の滝の落石発生に伴う事業により、まぐさの滝散策道整備事業においても、安全確保が最重要であると考え、事業実施を次年度以降に行うこととして、四百六万九千円を皆減いたしました。

次に、款八土木費、項三河川費、一目河川総務費では、河川関係負担金事業といたしまして、先ほど農林水産業費で説明いたしました但、県営かんがい排水事業の県の追加予算が計上されることに伴い事業費増額分に伴う負担額として、負担金補助及び交付金百七十六万一千円を増額いたしました。

次に、項四都市計画費、一目都市計画総務費では、空家等対策

事業費といたしまして、空家対策協議会設立、開催に伴う委員への報償等で二十三万八千円を新たに計上いたしました。

歳入について御説明させていただきます。

まず、八ページの款十一分担金及び負担金、項一分担金、二目農林水産業費分担金では、県単土地改良事業分担金として、色目川排水機場高圧受電盤整備工事の分担金六十七万三千円を増額いたしました。

次に、款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金の農業費補助金では、県単土地改良事業補助金として、色目川排水機場高圧受電盤整備工事の四十九万八千円を増額し、数量調整円滑化推進事業補助金については、配分額増額に伴い、財源更正として二十五万五千円を計上し、多面的機能支払交付金事業補助金では、事業要件の変更と農地面積の減少により二百六十八万六千円を減額いたしました。また、林業費補助金では、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金は、稜の滝散策道整備事業の次年度以降事業実施に伴い、四百六万九千円を減額し、市町村森林所有者情報整備補助金は、町独自システム作成を取りやめ、国・県のGISシステム利用への変更に伴い、七万六千円を減額いたしましたので、総額六百二十二万八千円減額いたしました。

次に、九ページの款二十町債、項一町債、二目農業債では、東八間地区における県営かんがい排水事業の増額分の財源として、県営かんがい排水事業債三百十万円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 野村消防長、補足説明。

○消防長（野村博治君） それでは、私からは消防署関係の補足説明をさせていただきます。

十四ページをごらんください。

款九消防費、項一消防費、二目非常備消防費では、地区消防施設修繕のため、消防施設整備補助金五十七万九千円を補正増いたしました。

以上で、消防署関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） 私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

十四ページ、款十教育費、項一教育総務費、二目事務局費では、二十三節として償還金、利子及び割引料を設け、十四万四千円を計上いたしました。平成二十八年度の子ども・子育て支援交付金の事業費が確定しましたので、国庫補助金の精算を行い、留守家庭児童教室事業における返還金でございます。

次に、項二小学校費、一目学校管理費では、笠郷小学校の暖房機器については、空調設備を整備する予定をしておりますが、この冬季に工事が間に合わないため、昨年同様石油ストーブで対応するため、二十三台分、七十一万三千円を使用料及び賃借料で増額いたしました。

また、項三中学校費、一目中学校管理費では、笠郷小学校に続き、中学校における空調設備を整備する計画をしておりますので、二つの中学校分の改修工事実施設計委託料として、委託料に五百四十二万一千円を計上いたしました。

八ページ、歳入について御説明申し上げます。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金、五目教育費国庫補助金では、笠郷小学校LAN設置工事に学校施設環境改善交付金が決定いたしましたので、百七十五万二千円を計上いたしました。

次に、九ページ、款二十町債、項一町債、五目教育債では、国庫補助金が確定したことにより、笠郷小学校のLAN工事分で百三十万円、池辺小学校は工事費の減額により起債対象額を下回りましたので、当初の三百万、合計四百三十万円を減額いたしました。

以上で、教育委員会事務局の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思っております。ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 岩永議員。

○二番（岩永義仁君） 十一ページ、民生費の認定こども園整備事業についてですけれども、今回、同一案件に二回目の設計費を計上することになったかと思うんですけれども、このことに対する見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青山貞一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉子ども課長（松岡弘泰君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今回、養北認定こども園の整備事業につきましては、六月の段階で事業費の見直しということで、今、見直しを行っている最中でございます。

同一案件につきまして、二回目の設計ということでございますが、今回事業を見直すに当たりまして、これまででき上がってききました設計としては、成果品としては当然ございますが、事業主

体が見直しといたしますか、そういうこともございまして、今後、今の場所で事業を進めていくに当たりまして、事業主体の撤退ということもございましたので、適正な規模で設計のほうを進めさせていたいただきたいということで、まずもって設計のほうを上げさせていたいただきたいということで、今回補正で上げさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 岩永議員。

○二番（岩永義仁君） まずもって設計のほうを上げましたということですけども、設計を上げる前に、もとの成果品は幾らだったかなあ。正確な金額は覚えてないからあれなんですけれども、そのもとの設計図を今回のものに生かして使うということは難しいんですかね。

○議長（青山貞一君） 松岡課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） もとの成果品のほうを生かしてということですが、今回、設計につきまして、事業の主体が見直したということもございしますので、そのこともありまして、定員ですとか、それからあと中の施設的な面ですとか、そのあたりももう一度見直させていただきたいということで、そうなりますと、今の詳細設計といえますか、成果品をそのまま使うというのは、構造上、変更等も多くなるということもございまして、今の設計を生かすというのは、非常に難しいところがあるということ、今回補正で上げさせていただきました。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永議員。

○二番（岩永義仁君） そうすると、もとの設計図にかかった設計

費は、完全に無駄になったということでもよろしいでしょうか。

○議長（青山貞一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） もとの設計図につきまして、無駄になったかという御質問であったかと思いますが、これまでの設計委託に関しましては、設計の部分で養北認定こども園の部分に關します設計の委託料もございしますが、その造成工事の委託ですとか、あと開発許可申請の委託料ですとか、あと今の事業予定地の中でことばの教室の部分につきましても、同じ設計のところ、設計をいたしておりましたので、全てが全て無駄になったということではなくて、一部につきまして生かし切れなかったという部分があったということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） それでは、質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は予算内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十、議案第四十八号 平成

二十九年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議

題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十八号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ七百六十九千円を追加し、予算総額を四十四億五千四百六十九千円とするものでございます。今回の補正につきましては、平成二十八年退職者医療交付金の確定に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補正説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補正説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補正説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

諸支出金の償還金及び還付加算金、三目償還金では、平成二十八年退職者医療交付金の確定により、療養給付費交付金の精算返還金として七百六十九千円を増額するものでございます。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

繰越金の繰越金、二目その他繰越金で、財源調整として七百六十九千円を充当するものでございます。

以上で補正説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめ

ていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決まりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十一、議案第四十九号 平

成二十九年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十九号 平成二十九年養老町上水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、資本的収入を二百五十万円増額し、補正後の予算額を千五百九十九万円に、資本的支出を五千万円増額し、補正後の予算額を二億二千八百五十万円とするものでございます。これらの補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、一億六千五百十万円から二億一千二百六十万円に、過年度分損益勘定留保資金につきましては、一億四百三十六万二千円から一億五千八百八十六万二千円となりま



す。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、十ページの資本的支出につきましては、款一資本的支出、項一建設改良費の一目配水設備拡張費では、平成二十八年八月二十八日に開催された上水道経営審議会において、西部簡易水道区域が上水道へ加入することについて諮問し、承認するという答申を受けました。今後、西部簡易水道区域が上水道へ加入するため、区域内の配水管を新設する必要があり、配水管の設計業務を委託する費用として四千七百五十万円を増額するものであります。この設計業務の費用の内訳としましては、配水管設計業務のほかに、西部簡易水道区域の加入に伴う現行の水道事業認可変更を行う業務、西部簡易水道第二ポンプ場の設備を更新する業務が含まれております。

次に、二目配水設備改良費につきましては、岐阜県の施工による県道養老・平田線の改良工事に伴い埋設されている既存の水道管の移転が必要となるため、その工事費として二百五十万円増額するものであります。

なお、この工事費につきましては、岐阜県より補償工事負担金を受け入れるため、九ページの資本的収入の款一資本的収入、項一負担金において、二目その他負担金を二百五十万円増額いたしました。

以上で、議案第四十九号 平成二十九年度養老町上水道事業会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしますと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十二、議案第五十号 平成

二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十号

平成二十九年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ二百二十万円を増額し、予算総額を三億六千六百万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ

ろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、七ページの歳出について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、款一下水道費、項一公共下水道管理費、一目総務費では、公課費を二百二十万円増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきましては、繰越金の増額により、款六繰越金、項一繰越金、一目繰越金を二百二十万円増額いたしました。

以上で、議案第五十号 養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしますと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決

定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十三、議案第五十一号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を

議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十一号

平成二十九年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ二千二百二十三万四千円を追加し、予算総額を二十八億五千六百二十三万四千円とするものでございます。

補正する主な内容は、保険給付費の動向によるものと、平成二十八年度分国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算に伴う返還金として必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、八ページの歳出について御説明申し上げます。

保険給付費の介護サービス給付費、一目居宅介護サービス給付費では、その動向によりまして四千六万円を減額いたしました。

介護予防サービス給付費、一目介護予防サービス給付費では、給付対象者の増加と、その動向により三千八百三十万八千円を増額いたしました。

三目介護予防福祉用具購入費では、その動向により八十万円を増額いたしました。

高額医療合算介護サービス等費、一目高額医療合算介護サービス費では、その動向により九十五万二千円を増額いたしました。

九ページの地域支援事業費の地域支援事業費、一目地域支援事業費では、生活支援コーディネーターの職員管理費として、百七十六万七千円を新たに計上いたしました。

三項一般介護予防事業費では、平成二十八年度分の介護給付費等負担金返還金に係る諸収入の補正により三十四万三千円の財源更正を行いました。

諸支出金の償還金及び還付加算金、二目償還金では、平成二十八年度分介護給付費等負担金の国庫支出金、県支出金、支払基金交付金精算に伴う返還金一千九百四十六万七千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

まず国庫支出金の国庫補助金、三目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）と県支出金の県補助金、二目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、地域支援事業の職員管理費の増額に伴い六十八万九千円と三十四万五千円をそれぞれ増額いたしました。

繰入金の他会計繰入金、三目地域支援事業繰入（総合事業以外の地域支援事業）では、同様に三十四万五千円を増額いたしました。

七ページの繰越金の繰越金、一目繰越金では、財源調整として千九百五十一万二千円を充てるものであります。

諸収入の雑入、三目返納金では、過年度分介護給付費等負担金の精算に係る返納金として三十四万三千円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。  
ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。  
お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は九月十一日曜日及び十二日火曜の二日間とし、両日ともに午前十時から、総務民生委員会は九月十五日金曜日の午前九時三十分から、及び産業建設委員会は同日の午後一時三十分から、それぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（青山貞一君） これをもちまして、本日の議会日程にあり  
ます議案の提案説明等は全て終了をいたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす九月九日から九月二十日までの十二日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議あ

りませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、あす九月九日から九月二十日までの十二日間は休会することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをおもちまして散会いたします。

なお、議会二日目は、九月二十一日木曜午前九時三十分より会議を開きます。本日は、御苦労さまでした。

（散会時間 午後〇時三十六分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十九年九月八日

議長 青山貞一

議員 岩永義仁

議員 長澤龍夫